

議案第 4 4 号

大口町道路占用料条例の一部改正について

大口町道路占用料条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和元年 6 月 3 日提出

大 口 町 長      鈴 木 雅 博

(提案理由)

この案を提出するのは、消費税法及び地方税法の一部改正が令和元年 1 0 月 1 日に施行され、消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

## 大口町道路占用料条例の一部を改正する条例

大口町道路占用料条例（平成3年大口町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

### 附 則

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 改正後の大口町道路占用料条例の規定は、この条例の施行の日以後に占用の許可を受けた者について適用し、同日前に占用の許可を受けた者については、なお従前の例による。

大口町道路占用料条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(占用料の額)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、占用期間が1月未満のものについての占用料の額は、別表占用料の欄に定める金額に、当該占用期間に相当する期間を同表単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に<u>100分の110</u>を乗じて得た額を徴収する。</p> <p>3 略</p>	<p>(占用料の額)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、占用期間が1月未満のものについての占用料の額は、別表占用料の欄に定める金額に、当該占用期間に相当する期間を同表単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額を徴収する。</p> <p>3 略</p>

## 改 正 要 旨

### 1 改正の目的

消費税及び地方消費税の税率の引き上げに対応するため、道路占用料について改正をするものです。

### 2 改正の概要

消費税及び地方消費税の課税対象となる占用期間が1月未満のものについての占用料の計算について、税率を10%とします。

### 3 施行期日

令和元年10月1日から施行します。